

す。

(1)産業の創出等による雇用の拡大

新産業の創出は、将来にわたって雇用が見込まれることから、個人の創業や企業の新分野進出を促進するとともに、「新製造技術関連」「情報通信関連」「環境関連」「バイオテクノロジー関連」「医療・福祉関連」といった本県にとって成長の可能性が高く、新たな産業としての集積をめざす分野である「重点5分野」を中心に、本地域の特徴を踏まえた戦略的な企業誘致に取り組み、地域内の開業率が地域内の廃業率を上回ることを目標とする。

また、東京、大阪、名古屋及び熊本人材銀行に配置しているUターンアドバイザーや(財)熊本県雇用環境整備協会等との連携により、U・Iターンを促進し、地域内企業が必要とする高度技術者や創業等に伴う人材を計画期間内に70名程度確保する。

(2)労働者のエンプロイアビリティ(就業能力)の向上支援

「県立技術短期大学校」や「県立高等技術訓練校」などの公共職業能力開発施設においては、技術革新や産業構造の変化に対応するため、地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、公共職業訓練の効果的な実施を図る。また、在職者訓練についても、地域の特色・地域企業のニーズ等を反映させて内容の充実に努める。さらに、離転職者については、雇用・能力開発機構と連携を図り、現場実習を中心とした事業主団体等への委託訓練などを充実させ、より円滑な就業が可能となるための職業訓練を実施する。

(3)雇用への波及効果に着目した観光産業の振興

観光産業は、多くの雇用を生み出す分野であることから、県内の観光宿泊客数を現状の7,024千人(平成10年度)から平成22年度に800万人程度まで増加させることを目標としている。本地域内においては、地域内のすぐれた自然、歴史、文化等の豊富な観光資源を生かし、また、農林水産業と観光産業との連携体制により、雇用への波及効果に着目した観光産業の振興を図る。

なお、計画期間は、厚生労働大臣の同意のあった日から平成19年3月末日までとする。

4 熊本県南部地域の地域雇用開発を促進するための方策に関する事項

(1)地域雇用開発の促進に資する基盤整備に関する措置

県総合計画を地域の視点から具体化、重点化を図るための地域計画において、次のような地域雇用開発の促進に資する施策を展開することとしている。

八代地域においては、県下最大の八代港の港湾機能の充実を図るとともに、交通結節点としてのメリットを生かした産業の集積に努める。また、新幹線新八代駅周辺に“県南の中核”としてふさわしい機能の整備をめざす。

水俣・芦北地域では、環境問題克服のモデルとなる環境先進の地域づくりをめざし、先駆的な環境ビジネスの展開をめざしたエコタウン構想を支援する。また、環境調和型、体験型観光事業の推進を図る他、環境関連企業をはじめとした企業誘致により産業の集積を促進し、あわせて地域の雇用の場の確保を図る。

人吉・球磨地域では、豊かな地域資源を活用した農林業の振興を図るとともに、自然と歴史文化を活用した観光交流を促進する。併せて、空き店舗解消など広く商業振興と中心市街地活性化を図る。また、国道267号久七崎バイパスをはじめとする交流基盤の整備に努める。さらに、中小企業大学校人吉校の活用などを通じ、地域の担い手となる人材を育成する。

(2) 地域雇用開発促進のための措置

イ 新たな雇用機会の開発の促進に関する事項

産業構造の転換が進む中、企業誘致、個人の創業、企業の新分野進出を促進し、新たな雇用の創出を進める。また、U・Iターンを促進し、県内企業が必要とする高度技術者や創業等に伴う人材を確保する。さらに、本地域内において事業所を設置・整備して本地域内に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対し、賃金等の費用負担に応じた助成措置等の活用を促進する。

ロ 職業能力開発の推進に関する事項

本地域の実情に応じた職業能力開発を関係機関と連携し効果的に行う。また、本地域の企業の新事業分野への進出に必要とされる人材の育成及び確保を図る。そのため、公共職業能力開発施設においても地域の訓練ニーズの把握に努め、当該ニーズに応じた効果的な職業能力開発、委託訓練等を実施する。また、民間における認定職業訓練への支援を行う。さらに、平成14年度にオープンする「くまもと県民交流館」に「しごと支援センター(仮称)」を設置し、能力開発・就業相談、各種情報提供、技術講習などの就業に係る支援を行う。

ハ 労働力需給の円滑な結合の促進及び各種支援措置の周知徹底に関する事項

(財)熊本県雇用環境整備協会の雇用総合ホームページにより、各種助成金検索、U・Iターン求人情報、市町村の定住情報、適性診断コーナー等の総合的雇用情報の提供を行う。また、熊本県地域雇用対策推進員を積極的に活用し、国や県の施策を事業主に提供するとともに、きめこまかに求人情報の収集に努め、労働力需給の円滑な結合の促進に努める。さらに、中高年齢者の雇用を阻害している要因の一つである、採用時の年齢制限の撤廃に向けた環境整備の促進に取り組む。

二 地域雇用開発の効果的な推進に関する事項

地域雇用開発の方向性について共通認識を形成し、地域雇用開発を効果的に推進していくため、地域雇用促進会議を活用し、関係市町村、労使等地域における関係者との意志疎通を図り、その意向の反映に努める。